

平成30年度

下期定期監査報告書

帯広市監査委員

帯監査第99号
平成31年3月28日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 大 石 清 一 様
帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 阿 部 信 一 様
帯 広 市 教 育 委 員 会 教 育 長 嶋 崎 隆 則 様

帯 広 市 監 査 委 員 林 伸 英
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利
帯 広 市 監 査 委 員 鈴 木 仁 志

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

目 次

第 1	監査の項目	1
第 2	監査の目的	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の範囲及び方法	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査の結果	2
第 7	監査結果に関する意見	5

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

重点項目：文書事務「浄書・校合・施行の確認の実施状況」について

第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令等に基づき適正に執行されているか、及び内部統制機能が発揮されているかに着目して監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

第3 監査の対象

政策推進部（政策室、企画課、東京事務所）

総務部（行政推進室、職員課、市民税課、納税課）

保健福祉部（介護保険課、健康推進課、保護課）

商工観光部（商業まちづくり課、工業労政課）

会計課

上下水道部（総務課、下水道課）

学校教育部（企画総務課、教育研究所、南商業高等学校）

生涯学習部（生涯学習課、文化課、動物園）

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された事務を対象とした。

2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の期間

平成30年10月16日から平成31年3月25日まで

第6 監査の結果

収入及び支出事務の執行状況、重点項目とした文書事務の浄書・校合・施行の確認の実施状況について監査した結果、一部に改善を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

1 部課別の監査結果（文書事務を除く）

（1）政策推進部

ア 政策室

特記すべき事項はなかった。

イ 企画課

特記すべき事項はなかった。

ウ 東京事務所

特記すべき事項はなかった。

（2）総務部

ア 行政推進室

特記すべき事項はなかった。

イ 職員課

特記すべき事項はなかった。

ウ 市民税課

特記すべき事項はなかった。

エ 納税課

特記すべき事項はなかった。

（3）保健福祉部

ア 介護保険課

特記すべき事項はなかった。

イ 健康推進課

予防接種事故賠償保険料の支出に当たり、予定価格を定めていなかった。

ウ 保護課

特記すべき事項はなかった。

(4) 商工観光部

ア 商業まちづくり課

特記すべき事項はなかった。

イ 工業労政課

特記すべき事項はなかった。

(5) 会計課

特記すべき事項はなかった。

(6) 上下水道部

ア 総務課

特記すべき事項はなかった。

イ 下水道課

特記すべき事項はなかった。

(7) 学校教育部

ア 企画総務課

特記すべき事項はなかった。

イ 教育研究所

特記すべき事項はなかった。

ウ 南商業高等学校

特記すべき事項はなかった。

(8) 生涯学習部

ア 生涯学習課

特記すべき事項はなかった。

イ 文化課

特記すべき事項はなかった。

ウ 動物園

特記すべき事項はなかった。

2 文書事務「浄書・校合・施行の確認の実施状況」の監査結果

帯広市が送付する文書について、帯広市事務処理規程（以下、「事務処理規程」という。）に基づき、文書の浄書・校合・施行の確認が適正に行われているかについて監査した結果、一部に改善を要する事務処理があった。

（1）文書事務の監査結果

ア 校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

決裁文書と浄書文書に相違がないか確認を行ったうえで、文書の相手方が正しいかなどの確認を行ったかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

イ 施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

校合は行っているが、文書の発送等の際に施行の確認を行ったかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

ウ 複数者による校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

起案者のみが校合及び施行を行っているものや、外形上の校合及び施行の確認は行われているが、起案者以外が行っているかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

【部課別（文書事務）】

① 校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの	総務部 保健福祉部 上下水道部 学校教育部 生涯学習部	市民税課 介護保険課 保護課 総務課 企画総務課 教育研究所 生涯学習課 動物園
② 校合は行っているが、施行の確認を行っているか明らかでなかったもの	商工観光部 会計管理者 学校教育部 生涯学習部	商業まちづくり課 会計課 企画総務課 南商業高等学校 動物園
③ 起案者のみが校合又は施行の確認を行っていたもの	保健福祉部 上下水道部 学校教育部 生涯学習部	健康推進課 下水道課 企画総務課 動物園
④ 校合及び施行の確認を行っているが、起案者以外が行っているか明らかでなかったもの	政策推進部 総務部 保健福祉部 商工観光部 上下水道部 学校教育部 生涯学習部	企画課 行政推進室 職員課 納税課 介護保険課 工業労政課 総務課 南商業高等学校 文化課

第7 監査結果に関する意見

収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査結果に記載のとおり、保険料の支出事務において改善を要する事務処理が見受けられました。

このことは、過去の定期監査においても指摘しましたが、繰り返し同様の事例が発生したことは遺憾であり、再発防止の具体策を講じる必要があります。

また、重点項目に設定した文書事務については、前回定期監査同様、校合や施行の確認が不十分なものや、複数者によるチェックが確認できないものが見受けられました。昨年12月の事務処理規程の改正により、文書管理責任者による施行時の確認が新たに規定されましたことから、この趣旨を踏まえ、文書事務における確認行為を徹底されますよう期待いたします。

今後は、これまでの指摘事項の改善に取り組まれますとともに、より一層適正な事務執行に努められ、市民から信頼される行政運営を期待いたします。